

岩手県告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 遠野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 遠野都市計画下水道事業遠野公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 平成3年岩手県告示第29号、平成8年岩手県告示第1014号、平成12年岩手県告示第262号、平成14年岩手県告示第463号、平成18年県南広域振興局長告示第152号及び平成22年岩手県告示第270号の事業地のうち遠野市六日町を削り、同市大工町地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成3年1月11日から平成33年3月31日まで